

働く婦人の家設置一覧

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------------|-----------------|
| 神奈川県勤労婦人会館 | 神奈川県川崎市南幸町3-154 |
| 福岡県婦人の家 | 福岡県北九州市八幡区本町4 |
| 群馬県働く婦人の家 | 群馬県桐生市織姫町1041-4 |
| 兵庫県働く婦人の家 | 兵庫県西脇市西脇荻ヶ瀬1247 |
| 福井県勤労婦人会館 | 福井県鯖江市三六町175-6 |
| 愛知県尾西勤労婦人ホーム | 愛知県尾西市東五城大平裏38 |
| 宇ノ気町働く婦人の家 | 石川県河北郡宇ノ気町宇氣141 |
| 倉敷市立児島働く婦人の家 | 岡山県倉敷市児島小川町3007 |
| 大阪府立勤労婦人ホーム | 大阪府岸和田市西之内町99-1 |
| 今治市働く婦人の家 | 愛媛県今治市今治村甲301-1 |
| 見附市働く婦人の家 | 新潟県見附市学校町1 |
| 長野県岡谷婦人の家 | 長野県岡谷市本町4の1の39 |
| 八王子市婦人センター | 東京都八王子市子安町588 |
| 七尾市婦人センター(建設中) | 石川県七尾市袖江町ハ部43 |
| 山梨市働く婦人の家(建設中) | 山梨県山梨市小原西988 |

働く婦人の家のしおり



労働省婦人少年局

1967年

働く婦人の家とは

働く婦人の家にはこのような設備があります

相談室、談話室、図書室、託児室、講習室、展示室、
割ほう室、洗たく室、宿泊室など。

○ 中小企業に働く婦人と

勤労者家庭の主婦の
生活をより豊かにするための
憩いの場
そして
教養の場です。

また、日常生活がスムースに営めるよう
必要な援助を行なう施設でもあります。

○ 国（労働省）から予算補助をうけ 地方公共団体が設置します。

○ 昭和28年に神奈川県勤労婦人会館が はじめて設置されました。 現在、15カ所を数えています。

働く婦人の家とは

設置について



和室



談話室

このような備品があります

テレビ、卓球台、バドミントン、バレー、
お茶道具一式、調理台一式、宿泊用布団、机、椅子
など。

働く婦人の家はこのような事業をします

○ 相談業務

職業生活や家庭生活、育児等についての相談をうけ、指導や援助をします。

○ 家庭生活技術の指導

家庭経営、生活設計、消費経済、衣食住や育児などについての知識、技術をたかめるための指導をします。

○ 記録室の運営

働く婦人の家を利用されるお母さん方が講習会やサークル活動に参加されている間、お子さんをあずかります。

また、働くお母さん方のための託児室も運営します。

○ グループ活動、クラブ活動の指導、援助

茶道、華道、手芸、バレーボール、フォークダンス、コーラスなどのグループ活動やクラブ活動の指導や援助をします。

○ 宿泊やレクリエーション

寄宿舎生活の人が両親と泊まって家庭生活の雰囲気を味わつたり、グループで泊まって休養したり、また、レクリエーションに利用したりできます。

○ 講演会、講習会、座談会などの開催

女性のための心理学教室や勤労婦人大学、料理や生花など女性の教養を高めるための講習会、また、職業講習や贈写筆耕など実務的な講習会を開いたり、働く婦人の懇談会や新卒者座談会などを開きます。

○ 資料や器具などの展示

家庭生活上の基礎的知識や新しい生活技術等についての資料、器具などを目でみて勉強できるように展示します。



割ぼう室における料理実習



講習室における華道教室



託児室における託児風景



講習室における教養講座

働く婦人の家の設置について

施設の規模

| 区分 | 建物延面積 | 主要構造部 |
|----|----------------------|--------------|
| A級 | 650m ² 以上 | 鉄筋コンクリート造り |
| B級 | 600m ² 以上 | コンクリートブロック造り |

国庫補助

国庫補助はA級施設750万円、B級施設550万円の定額補助です。

起債

「中小企業退職金共済事業団資金」による地方債が利用できます。起債額・利率・償還期限は次のとおりです。

起債額 建設費及び付帯設備工事費の70%

利 率 年7分

償還期限

| 構 造 | 債還期限 | 据置期間 |
|---------|-------|------|
| 耐 火 構 造 | 10年以内 | 2年以内 |
| その他の構造 | 7年以内 | 1年以内 |

設置の手続

○ 設置の計画がある場合には、設置計画の概略（設置年度、建設予定地、建物の構造規模、建設資金計画、建設事由、その他必要な事項）を記載した設置要望書（様式任意）を婦人少年局長あて提出して下さい。

○ 補助金交付の段階になりましたら、補助金交付申請書を所定の様式により労働大臣あてに提出するようになつています。 詳細については下記へお問合せ下さい。

設
置
に
つ
い
て

労働省婦人少年局婦人労働課

東京都千代田区大手町1の7

電 話 (211) 7451
(内線 258 ~ 260)

各 婦 人 少 年 室